

新型コロナ対応スポーツイベントへの専門家・アスリート等派遣事業に係る
講演会運営業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、委託者が発注を予定している「新型コロナ対応スポーツイベントへの専門家・アスリート等派遣事業に係る講演会運営業務」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

新型コロナ対応スポーツイベントへの専門家・アスリート等派遣事業に係る
講演会運営業務

3 目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動自粛により、様々なスポーツイベントが中止若しくは延期となり、スポーツに対する機運が大幅に低下しているなかで、新居浜市で開催される市民体育館リニューアルセレモニーにおいて、スポーツ医学の専門家やメダリスト、著名なアスリート等を講師として派遣し、ウィズコロナ時代における県民の健康維持や地域のスポーツ熱の再燃に取り組む。

4 実施主体（委託者）

愛媛県

5 委託事業費

1,750,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

6 委託期間

契約締結の日から令和3年3月1日（月）まで

7 業務内容

スポーツ医学の専門家やメダリスト、著名なアスリート等を招へいし、ウィズコロナ時代におけるスポーツ機運の醸成や感染症対策について普及・啓発するためのイベントを企画・運営する。

（1）イベント開催日

令和3年2月11日（木・祝）

（2）実施場所

新居浜市市民体育館（新居浜市東雲町1丁目1番25号）

(3) 実施内容

① イベントの企画・運営

下記の内容又はそれに準ずる内容を実施すること。

- ・ スポーツ医科学の専門家やメダリスト、著名な（元）アスリートによる講演・トークショー
- ・ 出演することで、参加者の興味・関心を引くなど集客力が期待されるゲストを1名以上招へいすること。
- ・ コロナ禍においてスポーツや運動を実践するにあたり、感染予防策や感染症の基礎知識等について県民に啓発すること。
(イベント開催地である新居浜市にゆかりがあり、新型コロナウイルス感染症に対する理解のあるゲストが望ましい)。

② 新型コロナウイルス感染症対策関係

- ・ イベント出演者やスタッフの感染症対策
- ・ イベントの中止や、ゲストの招へいが難しくなった場合の代替策など

③ イベント実施体制の構築

④ イベントの進行、運営スケジュールの管理

⑤ 進行台本の作成

⑥ イベント出演者との交渉・連絡調整及び出演に要する経費の支払い

⑦ 事故等緊急時の対応

⑧ 会場の安全管理

⑨ その他イベント運営に必要な業務

8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、イベントの具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して委託者に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の検査を受けること。
- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務実施過程で委託契約書及び本仕様書（以下「仕様書等」という。）記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合は、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

9 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得なければならない。

10 著作権等

- (1) 受託者は、本契約により作成される成果物に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。
- (2) 受託者は、成果物に係る全てについて、委託者の承認を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- (3) 委託者は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 当該成果物に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (5) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

11 成果の帰属及び機密保持

- (1) 本業務で得られた成果は、原則として委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。
- (3) 受託者は、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (4) 受託者は、秘密情報を知得した事故の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職したものも含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。

12 その他

- (1) 受託者は、常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。
- (2) 受託者は、常に委託者と密接に連絡を取るとともに、必要に応じて委託者と業務打合せを行い、業務の進捗状況を報告し、今後の実施予定等について委託者の確認を得ること。また、打合せの内容について、受託者がその記録を作成し、速やかに委託者に提出すること。
- (3) 仕様書等に疑義が生じたとき又は仕様書等に定めのない事項については、受託者は速やかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、委託者の指示を受けて対応すること。